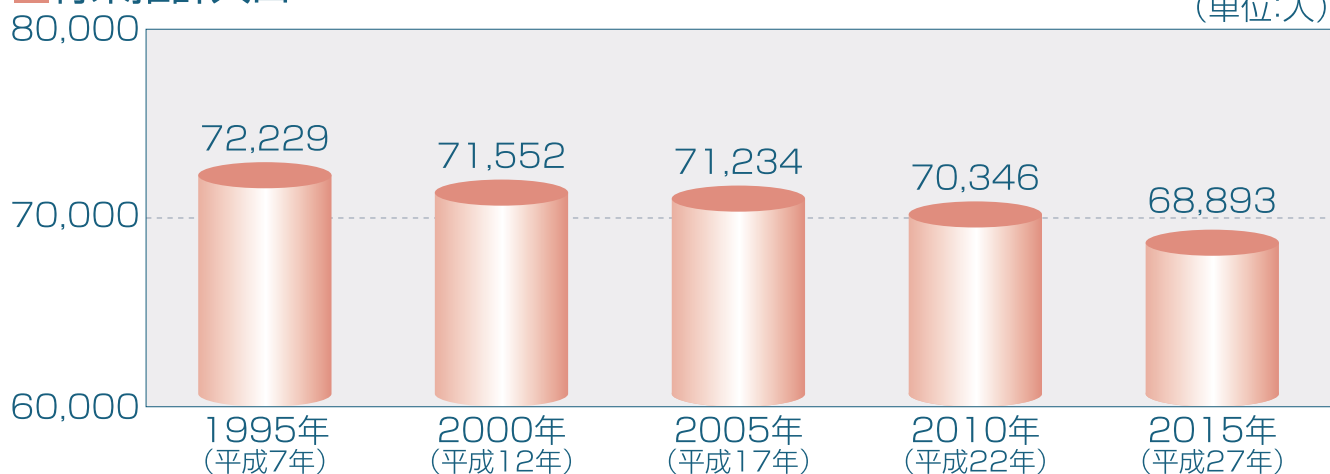


人口の見通し

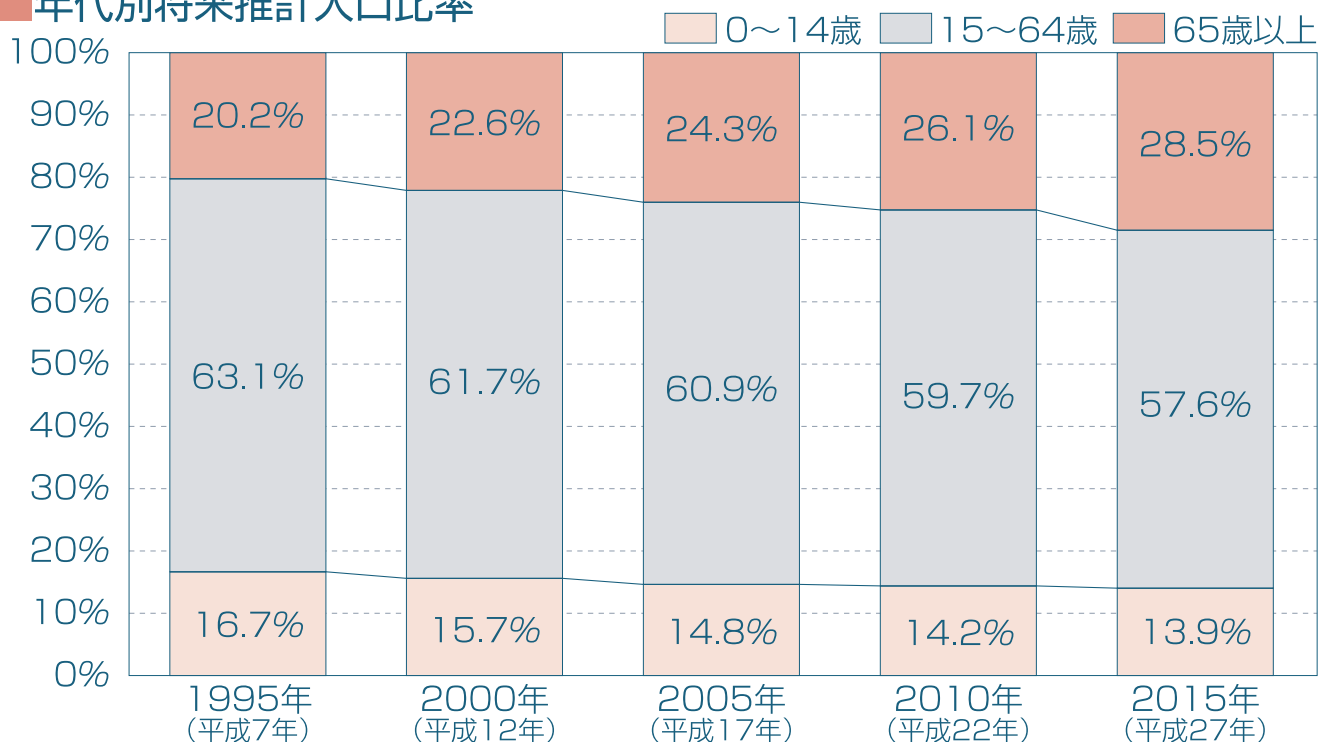
少子・高齢化の進展により、3市町村の人口は、平成12年の71,552人から平成27年には68,893人になり、また、65歳以上の高齢者比率は、平成12年の22.6%から、平成27年には28.5%になることが推計されます。



将来推計人口



年代別将来推計人口比率



※上記の表は、国勢調査の結果により、統計的な手法を基に推計したものです。
今後の人口増加施策や社会的要因により、この推計とは異なることが予想されます。

新市誕生までの手続き

H16年

【9月7日】 法定合併協議会設置

合併に必要なあらゆる事項について協議・決定します。

- ・ 合併の方式
- ・ 合併の期日
- ・ 新市の名称 等、合併に関する基本的事項
- ・ サービスや負担のあり方 等、各種事務事業
- ・ 新市建設計画の策定



H17年

【1月下旬】 住民説明会

【2月下旬】 合併協定書の調印

合併協議会での3市町村の協議結果の
主なものは、合併協定書にまとめられます。

【3月】 合併の議決

合併協定書に沿って3市町村の議会が議決します。

【3月中】 県への合併申請

3市町村の長から知事あてに申請されます。
合併特例法の適用期限（平成17年3月31日）

【4月以降】

県議会議決

県議会が議決します。

県知事決定

知事が正式に合併を決定します。

総務大臣届出

知事から総務大臣へ届出を行います。

官報告示

総務大臣の告示により、合併の効力が発生します。

H18年

【3月31日】 新市誕生